

第二期中期目標・計画の現段階での課題

現在第二期中期目標・計画は大学の文科省（大学評価委員会）へ提出する「素案」を学内で審議する最終段階となっており、役員懇談会（6月5日）、総務企画会議（6月10日）、経営協議会（6月12日）、教育研究評議会（6月19日）、役員会（6月26日）と学内合意手続きが組まれており、素案は「大学決意文書」として急速に浮上している。

組合は様々な問題点を指摘し、質問も含め回答を求めてきたが、多くの疑問点を残したままである。このような状況では大学の今後の中期計画の実現が立ち行かなくなる可能性があることについて、大学当局はどうに考へているのか、その真意を「善意」でもって推測することは出来ない。

当大学の原案は第一次から様々な紛余曲折をたどりながら、大学「素案」へ到達している。この間の関係者の努力はありながらも、第二期中期目標・計画策定について大学の将来にとって本当は何が求められているか、教職員の絶意を踏まえているかについては曖昧なまま経過したと言える。

今この時点で問題点を解決しないと、「素案」は独立した決定事項となって教職員の前に君臨することになる。

これまで第二期中期目標・計画策定について出されている文科省関連の指示文書、学位授与機構による第一期分の評価の実態などを概括し、現時点において、可能な限り修正の努力を試みるべきであると思われる。

中期目標・計画に関して要点をまとめれば以下のようになると考へます。

中期目標・計画に関する文科省の指示文書では、国立大学法人の、社会に対する責務を確認する意味で大学法人の果たすべき役割が述べられていますが、当面の重点としては、①業務の改善、効率化、②財務内容を学長のリーダーシップの下で進めることが強調されています。実際はその2つの視点に基づく点検が中

心となります。このため法人レベルではこれらの事項への対応に振り回され、本来の大学の役割を原点とする案の策定が後回しになる傾向が生じます。

大学がより深く検討し、独自のものを起案する要素こそ、最後に評価されて残ってくる重要な部分であると思われます。当局は文科省の大学評価委員会による評価を非常に気にしていますが、その大学の案のうち教育・研究の確実な改善につながるものこそ、あらゆる評価プロセスにおいても、生き残り「光輝くもの」として確固たる位置を与えられることになります。

何が改善点であるかを明らかにできるのは教育・研究の当事者である現場の教職員そのものであり、様々な提言を持ち合わせています。今問題は、これらの要素を極力排除し、学長など当局のリーダーシップの体制のみに固執する姿勢によって、教職員からの様々な疑問にすら答えていない実態にあります。

第二期の評価に關しても、大学評価・学位授与機構による、教育・研究部分が中心になりますが、第一期の評価の基準は機構が学者グループによる構成でありそれなりの堅実なものがあったと認識されます。

あまりに文科省の政策への対応を重視する事ばかりでは、金沢大学の本来の課題を見失うことにつながります。

教職員から見て素案について今問題と思われる諸点は堂々と主張し、案の修正を求めるこそ大学の将来に眞の責任のある姿勢と考えます。

以上より、現時点における修正を教育研究評議会において求めることを提案します。

- ① 特にIIの34、35の部分について起案責任者を明確にし、変更を求める。
- ② 回答のない疑問点の主要部分（組合意見書など）について説明を求める。

5月29日に提示された素案の検討として6月末までに大学に課されたものは、5月末（日付不明）に文部科学大臣から示される「国立大学法人の組織及び業務全般の見直しについて」に従って見直すことになっていました。

しかしながら、その内容は、2月5日の事務「通達」と変わらず、大学法人においては既に認識しているものである（全大教より）²⁾。そこで文部科学大臣の指示の本意は、7月から来年1月にかけての「国立大学法人評価委員会」による審議入りのための理由を作ることにあると考えることができる。

国立大学法人評価委員会の実態は、各界の関係者を委員としているが、実質は文科省の諮問委員会にすぎず、文部科学大臣の権限は非常に大きい³⁾。その審議において大学評価・学位授与機構の役割すら軽視され、政治的あるいは統制・介入的に素案審議作業が行われると推定される。

審議期間中に大学法人とのやりとりが行われるとしても、見直し項目に従って厳しい追及がなされると思われる。文科省のスケジュール表によれば、さらにこの期間、年次計画について大学の作業が同時に進められることになっている。大学評価委員会での審議と各大学での年次計画作成が並行して行われることを忘れてはならない。

金沢大学の第二期中期目標・計画の骨格は、見直し項目に示されている内容とたいして変わらないので、見直し項目類似の内容については、さらにその実行を求められ、一方的に後から押されるだけである。大学独自の視点・計画こそ審議過程の中で本当の争点になると思われる。

「素案」に対し組合が危惧している内容は、すべて文科省の示す見直し項目に盛られており、ことさらそれを大学独自の「力点」として表明していることの危険性である。

今、金沢大学の素案において必要な内容は、当大学の教育・研究の実態を踏まえ、その改善方法や計画が、文科省による一般論では指摘され得ないものを打ち出し、文科省の介入に抵抗することである。現在、第二期中期目標・計画の素案内容には、具体性が乏しい点が多いが、このような問題の多いことを書くよりはましである。

研究の部分は、センター等の組織運営方針や所属する教職員の身分等が不明である点、国際化への対応についての具体的手立てが明らかでない点、事務運営部分における「大学組織液状化」「誤った労務管理」に

ついては、いまこそ修正の機会として強く主張すべきと考えます。

以上の文書内容は、6月19日に開かれる「教育研究評議会」のメンバーに送付します。「素案」に関する議事において発言をしていただくように働きかけを行っています。

(注)

1) 「国立大学法人の組織及び業務全般の見直しについて」の概要

内容上は、既に2月5日に文部科学省高等教育局国立大学法人支援課による事務通達の内容とまったく同じ文章であり、末尾が「…ではないか」から「…こととする」に変わっているだけである。新たに追加された内容は、1. 運営費交付金の算定ルールの見直し、2. 各法人の第二期中期目標・計画素案修正の措置について（見直し内容が法人素案に反映されているかによって修正する）。

2) 当該文書は6月5日付文部科学大臣の通知文書として現在一部の教職員には開示されています。

3) 国立大学法人評価委員会 委員名簿

第3期国立大学法人評価委員会委員・臨時委員
(2009年04月)

委員 (17名)

荒川正昭	新潟県健康づくり・スポーツ国科学センター長、新潟県保健福祉部・病院局参与
飯吉草太	中部大学総長
池端智浦	前東京外国语大学長
江上節子	武藏大学社会学部教授、東日本旅客鉄道株式会社顧問
藤方信一	教育ジャーナリスト
斎木幸子	オリンパス株式会社研究開発センター医療技術開発本部診断技術開発部長
草間朋子	大分県立看護科学大学長
後藤洋子	前日本女子大学長・理事長
柘植義夫	芝浦工業大学長
寺島実郎	財団法人日本総合研究所会長、多摩大学長、株式会社三井物産戦略研究所会長
鳥居泰彦	慶應義塾学事顧問、日本私立学校振興・共済事業団理事長
南雲光男	日本サービス・流通労働組合連合顧問
野依良治	独立行政法人理化学研究所理事長
蛭田史郎	旭化成株式会社代表取締役社長、経団連教育問題委員会共同委員長
宮内 忍	官内公認会計士事務所所長
宮原秀夫	独立行政法人情報通信研究機構理事長
森脇道子	自由が丘産能短期大学長

臨時委員 (3名)

鶴 昭	桜美林大学大学院国際学研究科教授
山本 清	独立行政法人国立大学財務・経営センター研究部長
和田義博	公認会計士 和田義博事務所所長